年末年始を控えた今後の対応について

１２月１７日
京都府

1　年末年始の医療検査・相談体制の確保（12月29日～1月4日）

年末年始も安心して過ごしていただけるよう医療検査・相談体制を確保

① 医療検査・相談体制

●「きょうと新型コロナ医療相談センター」で相談を２４時間受付（５→７回線に拡充）
●発熱や咳等のある方は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」から、受診・検査可能な各地域の接触者外来等を紹介。通常の診療は各地域の休日急病診療所へ

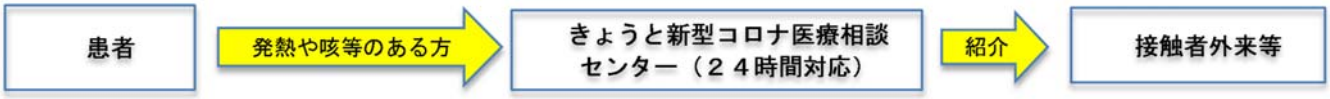

② 感染者への対応

●「入院医療コントロールセンター」で感染者の病態に応じた入院や宿泊療養先を調整

③ 入院・療養者のフォローアップ

●「自宅療養者等フォローアップ情報センター」で入院・療養中の方の状態を把握し、病状の変化にも確実に対応

２　年末年始の感染防止対策の要請（～1月11日）

（特措法第24条第9項に基づく要請）

１　帰省は慎重に

- 発熱等の症状がある場合は、帰省を控えること
- 時期の分散や延期も含め慎重に検討すること

- 三密回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること
- 親族であっても大人数の会食を控えること
- 高齢者等への感染につながらないよう注意すること

２　初詣は分散して

- 発熱等の症状がある場合は、参拝を控えること
- 混雑する時期を避ける工夫を行うこと
- 境内での三密や参拝後の混雑をできる限り避けること
- 長時間留まっての大声での会話や飲食を控えること
- 参拝先の情報に留意すること

３　飲食機会の感染を徹底して防ぐこと

- 京都市以外の飲食店において会食する場合も、午後９時までを目安とすること
- 同居家族・普段一緒にいる人以外との会食は控えること
- ４人以下（同居家族は除く）、２時間を目安とすること
- 発熱等の症状がある場合は、参加を控えること
- ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示店舗の利用を徹底すること

４　大阪府などへの不要不急の外出は極力控えること

- 大阪府などへの不要不急の外出を極力控えること
- 府域内の往来についても、必要性を改めて検討して行動すること

５　職場内の感染を防ぐこと

- 従業員に年末年始の休暇の分散取得を奨励いただくこと
- テレワークや時差通勤を一層推進していただくこと
- 年末年始挨拶や新年の会合など慣例化している行事について、必要性を再検討いただくとともに、実施される場合は、感染防止対策を徹底すること

３　年末年始の相談体制の確保

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や雇用に不安をお持ちの方々に安心して年末年始を迎えていただけるよう相談体制を拡充するとともに、生活・雇用に関する貸付金・助成金の申請期間を延長する。

①　年末年始の電話相談体制の拡充

・電話相談の実施（12月29日～1月3日）
　受付時間：９時～２２時
　　※電話とオンラインで生活・雇用・ひとり親家庭に関する相談に対応

※相談窓口の開設（12月21日～28日、1月4日～11日）
　設置場所：京都府ひとり親家庭自立支援センター（京都テルサ内）
　開設時間：９時～２２時（土日も開設）
　　※生活不安の相談に対応するため心理面を支える専門カウンセラーを新たに配置
　　※雇用面の相談は、京都ジョブパーク、ハローワーク（京都ジョブパーク内）で対応（平日は９時～１９時、土曜は９時～１７時、日曜・祝日は除く。）

②　貸付金・助成金の継続実施

・生活福祉資金の申請期間を延長（12月末→翌3月末）
・雇用調整助成金の申請期間を延長（12月末→翌2月末）